高知工業高等専門学校外国人留学生規則

制 定 平成 元年 4月 1日 一部改正 平成28年 2月18日

(目的)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校学則第43条に規定する外国人学生のうち、外国 人留学生(以下「留学生」という。)の入学及び教育課程等に関する特例について定めるこ とを目的とする。

(教育課程)

- **第2条** 第3学年に入学を許可された留学生の教育課程については、留学生の日本語能力及び その他の基礎学力を勘案して特別の教育課程を編成するものとし、その教育課程の履修をも って、通常の教育課程の履修に代えるものとする。
- 2 前項の特別の教育課程の編成は、留学生の在籍するソーシャルデザイン工学科長(以下「学科長」という。)又はコース長及び第3条に定める留学生の指導教員の協力を得て教務主事が行い、校長の承認を得るものとする。

(留学生指導教員)

- **第3条** 留学生の学習及び生活に関する指導を行うため留学生指導教員(以下「指導教員」という。)を置く。
- 2 指導教員は、当該学科又は当該コースの教員の中から学科長又はコース長の推薦に基づき、校長が委嘱するものとする。

(留学生相談員)

- 第4条 留学生の学習活動及び日常生活上の指導・助言を行うため、留学生相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 2 前項の相談員は、当該学科又は当該コースの学生の中から学科長又はコース長の推薦に基づき、校長が委嘱するものとする。
- 3 相談員は、定期的に指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。 (住居)
- **第5条** 留学生は、原則として学寮に居住するものとする。ただし、閉寮期間中はこの限りでない。

(事務処理)

第6条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

附則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

1-5-7

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の「ソーシャルデザイン工学科長」には、従前の機械工学科長、電気情報工学科長、物質工学科長、環境都市デザイン工学科長が含まれる。

- 2 - 1-5-7